

## 1 訪問型サービス(独自)サービスコード表 (広島県府中市)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目				
A2	1111 訪問型独自サービス	イ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	1,176 単位	1,176 1月につき
A2	2111 訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39 単位	39 1日につき
A2	1211 訪問型独自サービス	ロ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	2,349 単位	2,349 1月につき
A2	2211 訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77 単位	77 1日につき
A2	1321 訪問型独自サービス	ハ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,727 単位	3,727 1月につき
A2	2321 訪問型独自サービス 日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123 単位	123 1日につき
A2	2411 訪問型独自サービス	ニ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2(週1回程度) 1月の中で全部で4回まで	268 単位	268 1回につき
A2	2511 訪問型独自サービス	ホ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援1・2(週2回程度) 1月の中で全部で5回から8回まで	272 単位	272 1回につき
A2	2621 訪問型独自サービス	ヘ 訪問型サービス費(独自)( )	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 1月の中で全部で9回から12回まで	287 単位	287 1回につき
A2	1411 訪問型独自短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時間サービス)	事業対象者・要支援1・2(20分未満) 1月につき22回まで	167 単位	167 1回につき
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		1月につき
A2	8000 訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001 訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8002 訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15% 加算		1回につき
A2	8100 訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101 訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8102 訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算		1回につき
A2	8110 訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111 訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	8112 訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の 5% 加算		1回につき
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算	200 単位加算	200	1月につき
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算( ) 100 単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算		(2)生活機能向上連携加算( ) 200 単位加算	200	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算	ス 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算		(2)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算		(3)介護職員処遇改善加算( ) 所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算	ル 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算( ) 所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算		(2)介護職員等特定処遇改善加算( ) 所定単位数の 42/1000 加算		
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算	ラ 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数の 24/1000 加算		

合成単位数については、国が規定する単位数を勘案し、市町村が規定する。なお、5つまで独自の単位数を定められるようにサービスコードを定義する。

同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、すべてのパターンで共通して使用するサービスコードである。